

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年八月十八日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第二号

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項に規定する手続に関する規則

第一条中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

第二条第一項中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に、同項第三号中

「前各号」を「前二号」に改める。

第三条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第五条中「委員会教育長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。